

申請に当たっての留意事項

次に掲げる事項は誤りの多い部分ですので、申請に当たっては十分留意してください。

① 営業所一覧表（様式2）について

- ・ 各法令又は登録規程により登録されている営業所以外の営業所は記載しないでください。

② 測量等実績調書（様式4）について

- ・ 審査基準日（令和2年10月1日）までに終了した直近の2決算期において、**完成した業務のみ**を記載してください。
- ・ 会社で作成した独自様式を様式4の代わりに提出する方がいらっしゃいますが、必要な記載事項を満たしていない場合が多いので、様式4を使用してください。
- ・ また、土木関係建設コンサルタント業務、補償コンサルタント業務及び環境調査業務に係る部門を申請する場合、**申請する部門ごとに完成した業務**を記載することにしていただきますので、業務で一括して記載しないでください。

[例]「環境調査業務」の「騒音調査部門」と「振動調査部門」を申請する場合

→「騒音調査部門」と「振動調査部門」それぞれについて実績を記載してください。

- ・ 「申請部門」の欄には、秋田県で設けている部門以外のもの（様式1-2に記載されている部門以外のもの）を記載しないでください。

③ 県税納税証明書及び消費税納税証明書について

- ・ 納税額の証明書ではなく、**滞納又は未納がないことの証明書**ですので注意してください。

④ 社会保険料納入確認書について

- ・ 秋田県様式又は年金事務所の様式を使用してください。
- ・ 社会保険料の領収証書の写しでは認められませんので注意してください。
- ・ 健康保険組合に加入している場合は、健康保険料の納入確認書を健康保険組合から、厚生年金保険料の納入確認書を年金事務所からそれぞれ取得して提出してください。

⑤ 雇用保険料納付済証明書について

- ・ 各労働局又は各労働保険事務組合の様式により証明書の発行の申請をしてください。
- ・ 雇用保険料の領収証書の写しでは認められませんので注意してください。
- ・ 労働保険事務組合に労働保険事務を委託している場合は、労働保険事務組合から納付済証明書を取得して提出してください。

⑥ 測量業者登録、建築士事務所登録及び計量証明事業者登録の登録証明書について

- ・ 登録を受けたときに交付される「登録通知書」（計量証明事業者登録は「登録証」）ではないので注意してください（**県内の建築士事務所**に限っては「登録（更新）通知書」でも差し支えありません。）。